

# 随意契約理由

令和4年(2022年)9月16日

|                    |  |
|--------------------|--|
| 契約担当課名             | 猪名川流域下水道事務所維持課   |
| 発注担当課名             | 猪名川流域下水道事務所維持課   |
| 契約名称               | 令和4年度 猪名川流域下水道原田処理場<br>示談交渉事件及び訴訟事件委託  |
| 契約内容               | 猪名川流域下水道事務所で使用する電気の需給契約に関する示談交渉  |
| 契約締結日<br>及び契約期間    | 令和4年(2022年)9月16日<br>令和4年(2022年)9月16日から<br>令和5年(2023年)3月31日まで   |
| 契約の相手方<br>(所在地・名称) | 大阪府大阪市北区兔我野町5-15-502<br>松浦・畑村法律事務所   |
| 契約金額               | 1,650,000円   |
| 随意契約理由             | (地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号に該当)<br>示談交渉事件及び訴訟事件の処理に関する事務を委託するものであり、業務の性質上、高度な信頼関係を構築できること、行政運営に関する幅広い知識を持ち、円滑な事務処理が可能であること等が必要である。本随意契約の相手方は、長年にわたり豊中市の代理人として示談交渉事件等に携わっており、行政関連の示談交渉事件等に関する論点の蓄積があることから、上記の要素を満たしているものである。加えて、相手方に対しては、示談交渉事件及び訴訟事件の法律相談も行っており、法律相談から示談交渉事件及び訴訟事件の処理まで継続的かつ一貫性のある対応が可能である。よって当該委託契約については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により性質上競争入札に適さないものとして、随意契約を締結するものである。 |